

確保せられることとなつた次第であります。

なお、また、右条約及び協定をすみやかに実施するため、おそらく七月三十一日までに日ソ間の国交正常化の交渉を再開すること必要であることについても、私とイシコフ・ソ連邦漁業大臣との間に同意したのであります。

なお、私は、五月十日、イワノヴォの取扱所を訪問し、抑留邦人各位を慰問いたし、異境の空に、戦後十一年にならにかわらず、なお帰国できぬ人々の生活を、しみじみと見て参りました。私としては、ただ万感の胸に迫る思いでございましたが、長年の御苦労を謝し、国民の思いをお伝えした次第であります。五月九日、私がブルガーニン首相と会見した際、同首相は、国交が正常化すれば抑留邦人は直ちに帰国せしめることであります。

次第であります。(拍手)

○穂積七郎君の発言に対する質疑
河野國務大臣の発言に対する質疑
日ソ間の漁業協定及び海難救助協定に関する交渉についての河野國務大臣の発言に対する質疑
○議長(益谷秀次君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。穂積七郎君。

○穂積七郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま河野代表から報告の

ありました日ソ交渉について、鳩山総理、重光外務大臣並びに河野代表に、重要な問題に限つて、数点のお尋ねをいたしたいと思います。

このたびの取りきめは、その内容についてはさておき、ひとまず日ソ両国政府において正式な漁業条約並びに海難救助協定が結ばれ、両国間の国交回復に有力なる糸口がつけられましたことは、まことに同慶にたえません。

そこで、政府に率直にお尋ねいたしま

ます。従来、政府は、日ソ交渉に当つて、われわれの忠告にもかわらず、常に、引き揚げ、漁業、貿易、国連加盟等、こちら側がほしいと思うもののみを食い逃げをしようといふ、卑屈なる態度をとつて参つたのであります。

このたびにおいても、河野代表に魚だ

ニン首相と会見した際、同首相は、国交が正常化すれば抑留邦人は直ちに帰

国せしめることであります。

以上をもちまして私の報告といたします。

河野國務大臣の発言に対する質疑

○議長(益谷秀次君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次

これを許します。穂積七郎君。

○穂積七郎君の発言に対する質疑
河野國務大臣の発言に対する質疑
日ソ間の漁業協定及び海難救助協定に関する交渉についての河野國務大臣の発言に対する質疑
○議長(益谷秀次君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。穂積七郎君。

○穂積七郎君 私は、日本社会党を代

による妥結を想定した場合よりは、はるかに我が国にとって不利益なる内容となつたのでござります。これは、まさに、政府の二元外交の矛盾が暴露したために、それによつて、はなはだしく国益を害しておると思うのであります。されど、政府の政治的責任をどうお考えになつておられますか。みずから頼み

ついてはさておき、ひとまず日ソ両国政府において正式な漁業条約並びに海難救助協定が結ばれ、両国間の国交回復に有力なる糸口がつけられましたことは、まことに同慶にたえません。そこで、政府に率直にお尋ねいたしましたのは、まさに、政府の二元外交の矛盾が暴露したために、それによつて、はなはだしく国益を害しておると思うのであります。されど、政府の政治的責任をどうお考えになつておられますか。みずから頼みついてはさておき、ひとまず日ソ両国政府において正式な漁業条約並びに海難救助協定が結ばれ、両国間の国交回復に有力なる糸口がつけられましたことは、まことに同慶にたえません。

そこで、政府に率直にお尋ねいたしましたのは、まさに、政府の二元外交の矛盾が露呈したことによるものでござります。されど、政府の政治的責任をどうお考えになつておられますか。みずから頼みついてはさておき、ひとまず日ソ両国政府において正式な漁業条約並びに海難救助協定が結ばれ、両国間の国交回復に有力なる糸口がつけられましたことは、まことに同慶にたえません。

そこで、さらには、このたびの条約は、漁業条約である以上に重要な意味

を持つておるのは、国交回復の予約条約となつておることであります。そこ

で、国交回復となりますと、一にかかっておるのは領土問題であることは

言つてもありません。そこで、まず河野代表にお尋ねいたします。あなた

とブルガーニン首相との単独会談にお

ける内容と申しますか、先ほど、河野

代表は、一番大事なこの会談の内容に

ついては黙して語られなかつたのであ

ります。われわれをもつて言わしむれば、言わぬことではないと言いたいの

ことを、身をもつて知らされたのであ

ります。われわれをもつて言わしむれば、言わぬことではないと言いたいの

ことを、身をもつて知らされたのであ

ります。われわれが以上のことを申しますのは、次のような条約上または政治上の

事実のところではあります。河野代表は、本年度の

漁撈の取りつけを行ひ際に、八月十日

河野代表にお尋ねいたしました。

領土問題に対する考え方を伺つておきたいのであります。

われわれは、領土問題については、何らか触れておると思わざるを得ない

南千島のみならず、北千島、南樺太

も、その領土権を主張すべきであると

いうことは言うまでもないが、現在の

時点において、ソ連のみを相手とし

て、話し合いによつて歛舞、色丹以上

のみならず、本年度の漁撈

についても、ソ連との交渉に對しましても、その効力

にて恥なきを得ないとわれわれは考える

のであります。総理の御所見を伺いたい。(拍手)

そこで、さらには、このたびの条約は、漁業条約である以上に重要な意味

を持つておるのは、国交回復の予約条約となつておることであります。そこ

で、國交回復となりますと、一にかかっておるのは領土問題であることは

言つてもありません。そこで、まず河野代表にお尋ねいたしました。

河野代表にお尋ねいたしました。

河野代表にお尋ねいたしました。

河野代表にお尋ねいたしました。

河野代表にお尋ねいたしました。

は「一体具体的にどどこをさすものであるかを、おそれをなして確かめなかつた大失態がござります。また、日本固有の領土四つの島以外の諸小島とは「一体どことどこまでをさすものか、これまた確かめなかつた手落ちを見のがすわけには参りません。(拍手)第二に、特にさらに重大なる弱点は、サン・フランススコ条約でござります。この条約の領土条項において、日本政府は、われわれの反対にかかわらず、唯々諾々として、南樺太、千島列島に対する一切の権利を放棄して、記文に判をついて批准いたしたのでござります。(拍手)また、同条約のうち、小笠原、沖繩の領土権をあいまいにこまかされたのも、これまた失態の一つであります。今日になつて、外務省は、桑港条約中のクーリール島というのは北千島だけであつて、南千島は含まないといふ解釈を下しておりますが、矛盾もはなはだしい。当時、桑港平和条約が国会において審議されましたときに、吉田内閣は、このクーリール島といふのは歓舞、色丹以外の一切の島を含みますと国会で言明いたしまして、しかも、これが速記録に明瞭に残つておるのでありますから、おおい隠そらとしても国際的におおい隠すことのできない弱点であるといわなければなりません。第三に、このたびの日ソの交渉に当つて、重光外務大臣は米英に教いを求めたのに対し、イギリスは、

講和条約のクーリル島の半島には南千島を含むことは明瞭であるという回答をよこしておるのでござります。また、アメリカですら、幽舞、色丹を含むかどうかというとすら不明確であるという答えをせざるを得なかつた。さすがに、アメリカも、ヤルタ協定の手前から、ソ連に対して南千島を主張せよと言ひ出しえないので、日本に対しては、この問題の解決は後に譲つて国際司法裁判所に提訴したらどうかといふのが、アメリカの日本に対する提案だつたではあちませんか。このよつた条約上の弱点を、終戦後の保守内閣は、われわれの反対にかかわらず、次々と積み重ねておいて、ソビエトのみを相手として南千島の完全復帰をこの際要求することは、理の通らざるところであるとわれわれは考えます。總理大臣の明快なる御所信を伺いたいのでござります。(拍手)

がて眞に独立と平和の政権が樹立でき
て、そして、桑港条約の改訂、安保条
約の改廃によって米軍軍事基地の撤退
を要求し、小笠原、沖繩の完全復帰を
求めるという交渉と見合つてのみ、こ
の北の二つの島の領土権復帰の問題は
ソビエト側から初めて考慮されるとい
う、こういう政治的な判断を鳩山総理
はどういうふうにお考えになつておら
れるか、この際率直に伺つておきたい
のでござります。(拍手)

るようだ、われわれは見受けます。平和条約方式は慎重派または反対派によつて唱えられ、アデナウアー方式は早期妥結派によつて主張されているかのごとくに見受けられておりますが、これは、論理的に考えまして、われわれは必ずしも相関、必然関係はないと思つてございます。本来をいえば、この際領土問題について鳩山総理が決断をされて、割り切つた態度をとられたとされるならば、すでに松本全権にささえするならば、すでに松本全権によつてたくさん進展いたしておりますが、平和条約の正式な締結を完了して、両国間の根本的な問題を一挙に解決するものが理の当然であると存じますが、総理のお考えはいかがござりますか。

いうことで党内がまとまらないならば、
といふので、君に教えてやるが、平和
条約のはかにアデナウア方式といふ
ものがあるのだよと教えたのは、ブル
ガーニンが自民党内部の党内事情を覗
透かしての提案であったのでございま
す。

さらに、アデナウア方式によると
しても、総理の御意見を伺いたい。單
に、西ドイツのことく、抑留者の送
還、大使の交換を約するのみでなく、
国連加盟への協力、内政の不干渉、貿
易協定の予約等をこれに書き加えるこ
とも可能でありますようが、総理は果
していざれの方式によつて国交回復の
道を選ばれんとするか、この際明確に
伺つておきたい。

統いて、これと関連して、妥結の時
期の目標についても伺つておきたいの
でございます。ここで、領土問題につ
いて党内をまとめることがなく、いたず
らに便々として日を送りますことは、
国際信義に反するのみならず、また、
来年度の漁業出漁に対しても障害とな
るのでありますから、総理大臣は今日
およその見当をつけたお考えを持って
おらなければならぬ。もし、鳩山内
閣が、今度の日ソ国交交渉再開を參議
院選挙のスローガンとしてむなし宣言
しながら、そのあと、また再び宣
言となるようなることがあるならば、
これは、ソビエトに対してではなく、
日本国民に対しても愈い逃げをして、

訴すべからざる政治的犯罪といわなければならぬのであります。(拍手)總理の決意を伺いたい。

次に、本年度の漁業に関して、河野代表に簡単にお尋ねいたします。日本は、今年度の捕獲量は、日本の予定いたしました半分にも満たず、三千二百五十分尾といふことで切られたのでござります。今日まで、あなたの手によって政府が許しました。しかも、それは、情実と因縁からんで、無計画に、放漫に許しました母船、独航船、そのため、水産界は、この三千二百五十万尾ではとうてい採算がとれないといふで、実は大きな不安と混乱を招いておるのであります。これは全く政府のでたらめな水産政策の重大なる責任であつて、われわれはこれを追及しないわけには参らぬであります。河野農林大臣の御所見と、さらに、この事態収拾のための今後の責任ある公正なる対策を示していただきたい。

さらには、今年度漁業における監視機関についてお尋ねいたします。今年度の監視機関はいかなる構成によるか。すなわち、監視の実行は両国おのおの自主的に行うのか、日ソ合同機関によるのか。またはソビエトの公務員のみによる一方的な監視を認めたのか、具体的にこの際伺つておきたいのでございます。

以上に関連いたしまして、重光外務大臣にお尋ねしておきます。日本政府

官報(号外)

は、これから出します漁業許可証に対して裏書きをいたすはずであります。先般赴任いたしましたチフヴィンスキ一公使並びに埋穴のソ連代表部に対しまして、いかなる法的資格と権限を認められるつもりであるか。しかも、これ

は早く認めなければならない事態に立ち至つておりますが、いつ、いかなる形式で、いかなる資格において認めるつもりであるか。重光外務大臣の明快なるお答えを願つておきます。

統じて、河野代表にお尋ねいたしましたのは、あなたは帰り道にアメリカに回られました。そして、ダレスとも会談をした。その内容について、ここで一言も発表しておられない。どういうわけでございましょうか。この際、そ

の内容を明確に報告していただきたい。(拍手)

私は、時間の都合で、漁業問題に対する質問は以上にとどめておきます

が、最後に鳩山総理に一言申し上げます。

○謹長(益谷秀次君) ただいまの穂積

君の發言中、もし不相当の言辞があ

るが、速記録を取り調べの上、適当の處置をとることといたします。

○國務大臣(鳩山一郎君) 穂積君が第

一にお聞きになりましたのは領土問題

であるが、日本国民が日本固有の領

土の返還を強く主張するということは

当然の希望であります。(拍手)ソ連が

これに対しまして反対の考え方をしておるのも承知しております。どうにかして両国の見解の相違が調整せられる

ことを欲しております。(拍手)

国交回復の方針につきまして、平和

和条約方式をとるのか、あるいはアデナ

ウアー方式をとるのかといふような御

質問がありました。國交の回復は平

和条約方式により行われることが通常

であると思ひます。ロンドンの交渉も

には日本の船は一そくも出ではいけないといふのでござりますから、従つて、これうのでござりますから、従つて、これにならつて、李承晚ラインも、蒙州のアラフラ海における宣言も、制限ではなく、ことごとく完全なる禁止の方針をとつておられます。従つて、ここで河野農林大臣にお尋ねいたしたいのは、この際近い将来に日ソ間の漁業条約が効力を発生いたしましたときに、直ちに日ソ米加を加えます四カ国は、直ちに日ソ米加を加えます四カ国によってお答えを願つておきます。

河野農林大臣にお尋ねいたしたいのは、あなたは帰り道にアメリカに回らされました。そして、ダレスとも会談をした。その内容について、ここで一言も発表しておられない。どういうわけでございましょうか。この際、そ

の内容を明確に報告していただきたい。(拍手)

私は、時間の都合で、漁業問題に対する質問は以上にとどめておきます

が、最後に鳩山総理に一言申し上げます。

○謹長(益谷秀次君) ただいまの穂積

君の發言中、もし不相当の言辞があ

るが、速記録を取り調べの上、適當の處置をとることといたします。

○國務大臣(鳩山一郎君) 穂積君が第

一にお聞きになりましたのは領土問題

であるが、日本国民が日本固有の領

土の返還を強く主張するということは

当然の希望であります。(拍手)ソ連が

これに対しまして反対の考え方をしておるのも承知しております。どうにかして両国の見解の相違が調整せられる

ことを欲しております。(拍手)

国交回復の方針につきまして、平和

和条約方式をとるのか、あるいはアデナ

ウアー方式をとるのかといふような御

質問がありました。國交の回復は平

和条約方式により行われることが通常

であると思ひます。ロンドンの交渉も

ソ、日中との国交回復を提案されましてから、すでに一年有余となつた。あなたは、今、大死一番の決断をもう一度おこなつたのであります。ソ連側も何らこれに異議を唱えていなかつたのであります。特別の事情がない限り、右方式を通じて国交を正常化いたしたいと考えております。今後について十分検討をいたさつもりであります。

河野農林大臣にお尋ねいたしたいのは、この際近い将来に日ソ間の漁業条約が効力を発生いたしましたときに、直ちに日ソ米加を加えます四カ国は、直ちに日ソ米加を加えます四カ国によってお答えを願つておきます。

河野農林大臣にお尋ねいたしたいのは、あなたは帰り道にアメリカに回らされました。そして、ダレスとも会談をした。その内容について、ここで一言も発表しておられない。どういうわけでございましょうか。この際、そ

の内容を明確に報告していただきたい。(拍手)

私は、時間の都合で、漁業問題に対する質問は以上にとどめておきます

が、最後に鳩山総理に一言申し上げます。

○謹長(益谷秀次君) ただいまの穂積

君の發言中、もし不相当の言辞があ

るが、速記録を取り調べの上、適當の處置をとることといたします。

○國務大臣(鳩山一郎君) 穂積君が第

一にお聞きになりましたのは領土問題

であるが、日本国民が日本固有の領

土の返還を強く主張するということは

当然の希望であります。(拍手)ソ連が

これに対しまして反対の考え方をしておるのも承知しております。どうにかして両国の見解の相違が調整せられる

ことを欲しております。(拍手)

国交回復の方針につきまして、平和

和条約方式をとるのか、あるいはアデナ

ウアー方式をとるのかといふような御

質問がありました。國交の回復は平

和条約方式により行われることが通常

であると思ひます。ロンドンの交渉も

○國務大臣(重光葵君登壇)

お答へいたしました。

御質問の大部分は御意見の表示であります。

傾聽いたして、外交の運営に参考に供したいと思っております。(拍手)

なお、日ソ関係について、お前に認識不足はないかと言われます。認識不足のないように、せいぜい努力をいたしております。(拍手)

は、日ソ国交調整をはからんとするわ

が政府の従来の方針は決して間違つ

いないと考えております。(拍手)

さらに、領土の問題について、日ソ

交渉のことに関連して御質問がござ

ました。この問題について、今まで

の方針を何ら変更いたしておりませ

ん。将来交渉が再開する上はどう発展

をするかということは、今日交渉開始

前には明言することはできません。

最後に、ソ連の東京に派遣した派遣員

の資格の問題の御質問がありました。

これは、漁業問題処理のために必要な

る地位は認めるつもりでございます。

以上。(拍手)

〔國務大臣河野一郎君登壇〕

○國務大臣(河野一郎君) ブルガーニン会議におきまして、領土問題についていろいろお尋ねがございましたが、

これは、両国の取り組みいたしましたものをおらんになればおわかり通り、領土問題について、私がブルガーニン氏とお話し

ニン氏と意見の一一致を見るとか、ま

とができるところになるはずでござ

ります。しかるに、ブルガーニン氏の

方から、ただいま、どういうことが知

りませんが、アデナウアーフ式とい

ういすれかの方法によって両国の関係

を調整して参らうということを先方が

言うておるくらいでございます。従つ

て、領土問題は、ブルガーニン会議に

おいて、私がそれに対して同意を与え

るとか結論を出すとかいうような大そ

れなことを申すはずがないことは、御

承知いただけると思うのでございま

す。(拍手)

次に、両国の交渉の妥結の時期でございますが、これは開始の時期を七月

三十一日から始めることが適當と思

うということで意見が一致したのでございまして、交渉でございますから、これ

は私のわかるところではございません

。なるべく早くまとまればけつこう

と思いますれば、これは交渉のこ

とでございまから、そういうことの

約策のあるべきはやむないとと思うのでございます。

その次に、漁獲量の問題についてお

話がございました。これは、ソ連側と

日本側とは、第一、サケ、マスの二匹の

大きさについても計算が違うのでござ

ります。向うは瀬戸内海直前の魚のこと

であります。向うは海でとる魚でありますか

はこれを三千七百五十万と計算いた

します。のみならず、この漁獲の水域

につきましても、昨年と今年を比較す

るわけには参りませんので、われわれ

どもは、この水域を全水域の計算を

して、目下、せっかく、適当に、こと

しの漁業をうまく收拾するように対策

を考える次第でございまして、こ

の点については、お尋ねの点と、われ

われどもの考えておりましたところと

は、いささか違うのでござります。ど

うかその点も御承知を願いたいと思う

のでござります。

次に、監視の方法はどうするのかと

いうお尋ねでございましたが、これは

西国がそれぞのの国内法によって規定

しておられます点——わが国におきま

次に、アメリカ訪問のことについて

御意見がございましたが、これは非常

に誤解があるのでございまして、御承

知の通り、日米加三国の漁業協定の開

会で説明をいたしました。説明をいた

しましたにもかかわらず、今回の協定

はこれがございまして、昨年の秋に三国の

漁業水産委員会がわが方に開かれまし

た際に、今年度の漁業計画をこの委員

の結果、これを変更せなければならぬ

ことになりましたので、一応この点に

ついて説明をいたしておくとの方が

国交上妥当であろうという考え方と

して、この説明にアメリカに参った次第

でござります。私はそういう目途にお

いてアメリカに参りましたところが、

の申し出に応じたのでございまして、

私がダレス氏に会見の申し出をして

何ら話し合いをいたそうといふことを

いたしたのではないでござります。

その点も御承知を願います。

て、鳩山内閣の今まで行わrefつある

政策、今後行わんとしている一連の多

くの政策に対する絶対に反対であり

ます。しかしながら、今回モスクワに

おいて行われた漁業交渉において、漁

業条約並びに海難救助協定及びこの暫

定協定が調印されたことについては賛

意を惜しむものではありません。われ

われは、この両条約の調印ということ

が国民の利益に一致しているものであ

り、しかも、国民の期待に沿るもので

ある限りにおいて、われわれは賛成を

しなければならないと思います。国民

の最も強く要求しているのは、漁業条

約を通じてすみやかに日ソの国交回復

を締結することである。この国交回復

の早期妥結の線があくまでも実現され

る限りにおいて、河野農相がモスクワ

において交渉いたしましたこの過程の

ぜひともすみやかな実現を要求する

ものであります。

二つの国との間にいろいろな意見の相違がある。もし両国の間において誠意を持って話し合いで交渉をするならば、この話し合いによって両国間の意見の相違は必ず妥結を得るということを明らかにしている。ここに、誠意を持って話し合うという、国家間における話し合いの外交の原則の正当性が、この機会において立証されたといわなければならない。重光外務大臣が今までとて参りました、力の政策に依存して平和を維持するという、このような政策が行き詰まつて、今や平和共存に基く話し合いの外交の道が日本においても具体的に進みつつあることを、われわれは忘れてはならないと思います。今回の妥結は、この話合いで原則に基いて、日本側が誠意を持って交渉したばかりでなく、ソビエト側もまた誠意を持って妥結のためにはどうぞ御参考があつたように、ブルガーニン首相と会見をして、この間ににおいて、ソビエト側が日本との国交回復について、ソビエト方式であるとも、アデナウアー方式であろうと、すみやかに妥結を望んでおり、こども交渉の条項が挿入されている。ソビエトが日本に対する國交回復を求める

のは、日本に対して戦争を求めていることではない。ソビエトが日本に対し敵対関係にあることを求めているのではなく、この際撤廃をして、經濟と文化の交流を積極的に進める政策を行なうのが、現在日本に与えられている政策である。河野農林大臣にこの機会にお伺いしたいたいことは、ブルガーニン首相と会見をしたときに、國交回復を望んでいたソビエトの基本的な態度といふのは、日本に対して戦争を求める、あるいは敵対関係を求めていたものではなくして、対日の平和を求めていたといふことを言つておられるけれども、ほんとうの点が明らかであつたと思うのであるが、この点について農林大臣の率直な感想を伺いたいと思います。

第二の点は、このようなソビエトの態度であるとするならば、日本の国内に立つて日本の外交方針をきめるものとするならば、中国に対する国交回復についても、すみやかなる努力をする必要があると思うが、総理大臣はいかにお考えになつておるか。(拍手) その次は漁業制限の問題であります。河野農林大臣が大資本漁業のためにの漁獲制限を認めていたとしても、公海上の漁獲制限などをして、乱獲などといふことは、今までの水産政策といふことから見て、今や公海における漁獲制限は国際的な常識になつてゐる。そこで、私のいわなければならぬことは、今までの水産政策に基づいて犠牲になつている中小漁民並びに漁業労働者に対する犠牲の補償を政府は行なわなければならないと考えるが、この点については、いかにお考えになつておられるか。

最後に……。

○議長(森谷秀次君) 河田君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単にお願ひいたします。

○河田春夫君(總) 最後に、時間が過ぎたので簡単に申し上げますが、國交回復を急ぐのならば、總理にお伺いしたいと思うが、なぜ今度の漁業両条約を今国会において承認をお求めにならないのであるか。この点について、い

るのであるが、この点についてはいかにお考えになるか。そして、また、この日本の漁業並びに中小漁民と同様に漁業労働者たちが極端な苦しい状態に追い込まれている。沿岸漁民は、アメリカの漁獲制限を認めているではないか。しかも、去る二十三日にジュネーヴにおいて国連の国際法委員会が開かれたときにおいても、沿岸の国は公海上の漁獲制限に対し特殊な利害関係を持つことが決定をいたしてある。そこで、私のいわなければならぬことは、今までの水産政策によつて、四十八度線以南の流網漁業を犠牲にするといふことであるならば、われわれは断じて許すわけにはいられない。(拍手) 私たちは、この点から漁獲制限を認めていたとしても、六万五千トンの制限をも、制限が行われる。四十八度線以南の流網漁業を犠牲にするといふことであるならば、中國に対する公海上の漁獲制限を認めているではないか。しかし、河野農林大臣が大資本漁業のためにの漁獲制限を認めていたとしても、公海上の漁獲制限などをして、乱獲などといふことは、今までの水産政策といふことから見て、今や公海における漁獲制限は国際的な常識になつてゐる。そこで、私のいわなければならぬことは、今までの水産政策に基づいて犠牲になつている中小漁民並びに漁業労働者に対する犠牲の補償を政府は行なわなければならないと考えるが、この点については、いかにお考えになつておられるか。

おられて、日本における反ソ的国内政策といふものを改めなければならないことをきいて思ふ。この点は鳩山總理はいかがお考へになるのであるか。資料さえ出してくれたのは驚いた。あらゆる面において、水産政策の再評議はいかがお考へになるのであるか。この点について、い

まだに園議の承認もとれず、そして、
今国会の承認もとらないということ
は、明らかに自民党の内部の対立を考
慮してやつておるにはかならない。

(拍手)もし鳩山総理が眞に日ソの国交
回復をすみやかに妥結せんとするこ
とを考えるならば、あなた自身が、身を
もつて、日ソの国交回復のために、自
民党の中における反対派を切つても
押しつけていかなければならないはず
である。(拍手)そして、また、みずか
ら、あなたが、国交回復のために、陣
頭に立つて、妥結するよう努めなけ
ればならないと思いますが、この点に
ついての御意見を伺いたいと思いま
す。

○議長(益谷秀次君) 岡田君、なるべ
く簡単に願います。

○岡田春夫君(總) 最後に、重光外務
大臣に申し上げなければならぬことは、
あなたはこの国会の勢頭において
外交方針の演説をされた。その方針
の演説は、対米従属、力の政策を強行
されることであった。しかし、河野
農林大臣の手によって日ソの交渉が
進められているということは、この力
の政策の行き詰まりが具体的に現われ
て、平和共存のための外交政策が進み
つつあることを現わしている。もはや
重光外務大臣を守ってくれる者は明治
時代の外交官以外にはなくなったこと
を現わしている。(拍手)それならば、

外務大臣は、この際、あなたがほんと

うに男ならば、この状態に立つて外務
大臣をおやめになつたらいががであり
ますか。外務大臣自身、時代のそれを

はつきり自覺してやめられることを私
は望みます。この点について率直な御
意見を伺いたいと思います。

以上、簡単であります、私の質問
を終ります。(拍手)

【國務大臣鳩山一郎君登壇】

はつきり自覺してやめられることを私
は望みます。この点について率直な御
意見を伺いたいと思います。

【國務大臣鳩山一郎君登壇】

○國務大臣(鳩山一郎君) 漁業交渉の
根柢について御質問がありました。こ
れは話し合い外交の政策の一つの現わ
れではないかというようなことであり
ました。むろん、わが党が世界平和政
策を政策の根柢としておることは、天
下周知の事実だと私は思います。戦争
をしないで平和政策の実現を期したい
ということは、私はたびたび国会にお
いて述べておりますから、この点につ
いて疑う人は私は少いと思います。

それから、中共との交渉についてお
話がありました。ココムの制限の撤廃
に努力をしないかというようなお話を
されました。中英との通商はできる
ことは、たびたび申しております。そ
の障害となるココムの制限を撤廃した
ことは、たびたび申します。されど
それは日本の利益として当然のことと
てはならぬと考えております。(拍手)

○國務大臣(河野一郎君登壇)

【國務大臣河野一郎君登壇】

○議長(益谷秀次君) これにて質疑は
終了いたしました。

○國務大臣(河野一郎君) ブルガーニ
ン氏との会談の中において平和を強く
主張されたかというお尋ねでございま
したが、これは一時間数十分会談いた
しましたので、その間いろいろのやり
とりをいたしましたが、要するに、両
者の間に意見は一致いたしまして、両
国の関係を正常化することが一番適当
であるうといふよなブルガーニン氏
の御意見でございますし、われわれと
しても、また、そら考へる次第でござ
います。

○國務大臣(河野一郎君) 第二に、水産政策を変更する必要は
あります。よって、日程は追加せられま
ないか、もしくは、漁獲制限をして道

準備ができ次第、国会には必ずかける
わけであります。

【國務大臣重光葵君登壇】

○國務大臣(重光葵君) お答えしま
す。

御質問の中に、力による政策はやつ
てはならないといふよな趣旨のお話
がございました。その通りに私は考え
ております。(拍手)私は、国会の勢頭
におきまして、平和外交の推進とい
うことを探して参りました。力の外交
は、私はやつてはおりません。外交は
話し合いによるべきであるというお話
ではありません。そんな観念を持ってやつ
てはならぬと考えております。(拍手)

それから、仮想敵國などは考へて
ついて云々ということをございました
が、こういう点については私ども全く
同感でございまして、これら中小の漁
業者に対する優先的にこれを保護
する方針でございまして、これに沿
つて云々ということをございました。さよ
う御承知を願いたいと思います。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて質疑は
終了いたしました。

○國務大臣(河野一郎君) ブルガーニ
ン氏との会談の中において平和を強く
主張されたかといふお尋ねでございま
したが、これは一時間数十分会談いた
しましたので、その間いろいろのやり
とりをいたしましたが、要するに、両
者の間に意見は一致いたしまして、両
国の関係を正常化することが一番適當
であるうといふよなブルガーニン氏
の御意見でございますし、われわれと
しても、また、そら考へる次第でござ
います。

○國務大臣(河野一郎君) 第二に、水産政策を変更する必要は
あります。よって、日程は追加せられま
ないか、もしくは、漁獲制限をして道

方に規制をする必要があるのじやない
かといふことをございます。これはそ
の通りに考えます。その通りに考えま
すが、さればと申して、わが方だけ一
かといふことをございます。

○國務大臣(重光葵君) お答えしま
す。

御質問の中に、力による政策はやつ
てはならないといふよな趣旨のお話
がございました。その通りに私は考え
ております。(拍手)私は、国会の勢頭
におきまして、平和外交の推進とい
うことを探して参りました。力の外交
は、私はやつてはおりません。外交は
話し合いによるべきであるというお話
ではありません。そんな観念を持ってやつ
てはならぬと考えております。(拍手)

それから、仮想敵國などは考へて
ついて云々ということをございました
が、こういう点については私ども全く
同感でございまして、これら中小の漁
業者に対する優先的にこれを保護
する方針でございまして、これに沿
つて云々ということをございました。さよ
う御承知を願いたいと思います。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて質疑は
終了いたしました。

○國務大臣(河野一郎君) ブルガーニ
ン氏との会談の中において平和を強く
主張されたかといふお尋ねでございま
したが、これは一時間数十分会談いた
しましたので、その間いろいろのやり
とりをいたしましたが、要するに、両
者の間に意見は一致いたしまして、両
国の関係を正常化することが一番適當
であるうといふよなブルガーニン氏
の御意見でございますし、われわれと
しても、また、そら考へる次第でござ
います。

○國務大臣(河野一郎君) 第二に、水産政策を変更する必要は
あります。よって、日程は追加せられま
ないか、もしくは、漁獲制限をして道

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三条によりここに回
付する。

○國務大臣(河野一郎君) 織維工業設備臨時措置法案の參議院
案付案を議題といたします。

織維工業設備臨時措置法案

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三条によりここに回
付する。

昭和三十一年五月二十八日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次君

（共同行為の期間及び内容）

第二十五条 前条第三項の共同行為
をすべき期間は、一年以内とす

る。

（共同行為の指示の変更等）

第二十六条 通商産業大臣は、第一

四条第一項の規定による指示に
係る共同行為の内容が前条第二項

に適合するものでなくなつたと

かといふことをございます。

○國務大臣(河野一郎君) 本院送付案に対する参考
は參議院修正
は參議院修正
（小字及び
記入）

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三条によりここに回
付する。

○國務大臣(河野一郎君) 織維工業設備臨時措置法案の參議院
案付案を議題とするに御異議ありません。

○國務大臣(河野一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○國務大臣(河野一郎君) 御異議なしと認めます。

○國務大臣(河野一郎君) 第三は、国会になぜ早くかけないか

めます。よつて、日程は追加せられま
ないか、もしくは、漁獲制限をして道

付する。

○國務大臣(河野一郎君) 参議院から、内閣提出、織維工業

設備臨時措置法案が回付されておりま
す。この際議事日程に追加して右回付

する。

○國務大臣(河野一郎君) 2 前条第三項の共同行為の内容

は、次の各号に該当する

一般消費者及び関連事業者の利益を不當
に害するおそれがないこと。

二 不适当に差別的でないもの

でなければならない。

三 当該共同行為の指示を受けた者に係る事

業の従業員の地位を不适当に害するものでな
いこと。

（共同行為の指示の変更等）

第二十六条 通商産業大臣は、第一

四条第一項の規定による指示に
係る共同行為の内容が前条第二項

に適合するものでなくなつたと

思ひます。

第三は、国会になぜ早くかけないか

めます。よつて、日程は追加せられま
ないか、もしくは、漁獲制限をして道

付する。

○國務大臣(河野一郎君) 第三は、国会になぜ早くかけないか

めます。

認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、過剰設備の処理が行われたことにより、又は機械の価格が著しく高騰し、当該業者もしくは機械若しくはこれらを原料とする織維製品の輸出貿易を著しく阻害し、又は一般消費者若しくは関連事業者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該業者は織物の製造業者又は販売業者に対し、当該業者は織物の原元価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告は、告示により行う。

(公正取引委員会との関係)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十一条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

○(第一項) 第二十六条 ○の規定による処分をしたとき、又は第二十七条の規定による届出を受けたときは、速滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。(権限)

第三十三条 織維工業設備審議会(以下「審議会」といふ。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、織維工業設備に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、この法律の実施に伴い、織維機械工業その他の関連事業

が受けける影響に対処するための措置(織維工業設備の更新に関する措置を含む)について、通商産業大臣に建議することができる。

3 通商産業大臣は、前項の建議があつたときは、これを尊重し、織維工業設備の更新の措置に係る建議については、当該建議に基き設備の更新に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五条第一項の表中

織維製品品質表示審議会	織維製品の品質の表示に関する重要な事項を調査審議すること。
織維工業設備審議会	織維製品の品質の表示に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

3 年法律第二百七十五号(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から五年以内に廃止するものとする。

2 この法律は、公布の日から五年以内に廃止するものとする。

るの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長前尾第三郎君。

日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めるの件

報告を求めます。

上院議員

ロレンソ・M・タ

上院議員

ニアダ

日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めるの件

報告を求めます。

上院議員

トレンチノ・M・

上院議員

ヒル・J・ブヤ

上院議員

ナダ

上院議員

アルトウロ・T・

上院議員

コルネリアオ・T・

上院議員

ヴィラレアル

上院議員

アルトウロ・M・

上院議員

トレンチノ・M・

上院議員

ヒル・J・ブヤ

上院議員

ニアダ

上院議員

ナダ

に、及び以下に定める方法により、賠償としてフィリピン共和国に供与するものとする。

第二条

前条に定める役務及び生産物の供与は、この協定の効力発生の日から十年の期間においては、現在において九十億円（九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される二千五百万合衆国ドル（二五、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の年平均額により、次の十年の期間においては、現在において百八億円（一〇、八〇〇、〇〇〇円）に換算される三千万合衆国ドル（三〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の年平均額により行うものとする。ただし、この後の期間は、両政府間の合意により十年より短い期間に短縮することができるが、未供与分は、その短縮された期間が満了するまで完全に供与されなければならない。

第三条

1 賠償として供与される役務及び生産物は、フィリピン共和国政府が要請し、かつ、両政府が合意するものでなければならない。これらの役務及び生産物は、この協定の附屬書に掲げる計画の中から選択される計画に必要とされる項目からなるものとする。ただし、フィリピン共和国政府が附屬書に掲げる計画以外の計画に充てるた

め要請する項目は、両政府間の合意により、賠償として供与される

役務及び生産物に含めることができる。

第四条

1 両政府は、各年度に日本国が供与する役務及び生産物を定める年度実施計画（以下「実施計画」という。）を協議により決定するものとする。

2 第一年度の実施計画は、この協定の効力発生の日から六十日以内に決定するものとする。その後の各年度の実施計画は、第一条に定める賠償義務が履行されるまでの、当該年度が始まる前に決定するものとする。

第五条

1 日本国は、第七条の使節団が、各年度の実施計画に従つて役務及び生産物の供与が行われるため、フィリピン共和国政府に代つて、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結する権限を有することに同意する。すべてのそのような契約（その変更を含む。）は、（a）この協定の規

定、（b）両政府がこの協定の実施のため行う取締の規定及び（c）当該時

に適用される実施計画に合致するものでなければならない。すべての契約案は、その契約の締結前に、これらに基準に合致するものであることを日本国政府により認証されなければならない。日本国

政府は、各契約書の写しを、その

契約が締結された日の翌日に使節団から受領するものとする。契約案に認証が得られなかつたためその契約を締結することができなかつたときは、その契約案は、第十一条の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約案を受領した後三十日以内に行われるものとする。

3 「賠償契約」という。前項及びこの項に定めるところに従つて締結された契約は、以下に定める賠償契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛争が、一方の契約当事者の要請により、両政府間で行われることがある取締に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならない。

4 1の規定にかかわらず、賠償と

1 日本国政府は、第一条の規定に基く賠償義務の履行のため、賠償

支払を、第十二条の規定に基いて定められる手続によつて行らるものとする。その支払は、日本円で行うものとする。

3 使節団の日本国における事務所の構内及び記録は、不可侵とする。使節団は、暗号を使用すること

ができる。使節団に属し、かつ、直接その任務の遂行のため使用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使節団の任務の遂行から生ずることがある使節団の所得は、日本国における課税を免除される。使節団が公用のため輸入する財産は、関税を

他の輸入について又は輸入に連して課される課徴金を免除される。

4 使節団は、他の外国使節団に通常与えられる行政上の援助で使節団の任務の効果的な遂行のため必要とされるものを日本国政府から与えられるものとする。

5 フィリピン共和国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び2の規定に従つて設置される事務所の長は、国際法及び国際慣習に基いて一般的に認められる外交上の特権及び免除を与えられる。使節団の任務の効果的な遂行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数は、両

6 フィリピン共和国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住していない使節団のその他の職員は、自己の職務の遂行について受けける報酬に対する日本国における

1 日本国は、第七条の使節団

が、各年度の実施計画に従つて役務及び生産物の供与が行われるため、フィリピン共和国政府に代つて、日本国民又はその支配する日

本の場所に設置することがある他の場所に設置することができる。

講税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する關稅その他輸入について又は輸入に関連して課される課徵金を免除される。

第八卷

- 1 フィリピン領海における沈没船
舶の調査に関する千九百五十三年三月
一月二十四日にマニラで行われた
交換公文又は千九百五十三年三月
十二日にマニラで署名された日本
国とフィリピン共和国との間の沈
没船船引揚に関する中間賠償協定
に従つてすでに供与され、又は今後
供与される役務は、第一条の規定
に基く賠償の一部を構成するもの
とする。

2 この協定の効力発生の後に
ある前記の役務の供与は、この協定
の規定に従うことを条件とする。

第九条

1 両政府は、この協定の実施な
く効果的な実施のため必要な措置
を執るものとする。

2 第三条にいう計画のため必要で
あるが、実施計画に含まれていな
い資材、需品及び設備は、フィリ
ピン共和国政府が提供するものと
する。フィリピンにおいて実施さ
れる計画においては、日本人の勞
務は、使用されないものとする。
ただし、日本人技術者の役務は、こ
の限りでない。これらの日本人技
術者のための現地の通貨による必
要経費及び現地の労務のための費
用は、フィリピン共和国政府が負
担するものとする。

の規定に従う

第十一

1

- 争は、各政府が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員の合意により定められた。第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、いずれか一方の国民であつてはならない。各政府は、いずれか一方の政府が公文を受領した日から三十日の期間内に各一人の仲裁委員を任命しなければならない。第三の仲裁委員については、その期間の後三十日の期間内に合意されなければならない。一方の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたときは、いずれか一方の政府は、それぞれ当該仲裁委員又は第三の仲裁委員を任命することを国際司法裁判所長に要請することができる。両政府は、この項の規定に基いて与えられた裁定に服することができることを約束する。

日本国のために

- （略）
書を同条款第二十
て寄託した日めい
に効力を生ずる。
して、下名の全権委
に署名調印した。

常フィリピンに積み出されるもの加工に充てられる日本人の役務に対し、現在において二億円(七、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二千万合衆国ドル(一〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額。その役務は、同協定の効力発生の後五年の間、各年度において、現在において十四億四千万円(一、四四〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される四百万合衆国ドル(四、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額まで供与されるものとする。この取扱の追加の細目でフィリピン共和国政府が受諾することができるものは、同協定第十条の合同委員会の勧告に基いて両政府が定めるものとする。

するような外国の生産物は、年度実施計画に原則として含まれないものであると了解いたします。

閣下が、前記の了解を貴国政府に代つて確認されれば幸であります。

本全権委員は、閣下の書簡がこの事項に関する本国政府の了解を正確に表明したものであることを確認する光榮を有します。

二
七

和國全權委員

卷之三

新編古今圖書集成

卷之三

第三郎君 ただいま議題となり

中華人民共和國

の件につきまして、外務委員会

サンフランシスコにおいて平和署名したのであります。賠償

問題が解決されるまでは条約の批准を行はず、従つて、わが国との平和関係を回復しないとの方針をとりましたため、わが国としては、あらゆる努力を払つて賠償問題の早期解決をはかるよう、フィリピン政府との間に交渉を重ねて参つたのであります。そして、この間、昭和二十八年三月、沈没船船引揚に関する中間賠償協定を締結して賠償の一部に資することとし、さらに、その後、両政府間で、最終的賠償取りきめを行うための折衝を重ねて参りました結果、本年三月、その大綱について意見の一一致を見るに至りました。よつて、直ちに協定文及び関係文書についての具体的交渉を開始し、双方が満足する案文を得ましたので、四月二十七日マニラにおいて仮調印を行い、次いで五月九日、高崎全権を首席とするわが全権団とフィリピン全権団との間で正式署名が行われたのであります。

結ばれる賠償契約によって、フィリピン政府が債務及び生産物を入手する」ととし、わが国はその賠償契約の履行に要する経費を支払うことによって賠償義務を果したものとすることになつてゐるのであります。そのほか、協定は、使節団に一部の外交特権を認めること、賠償契約の紛争の解決について最終的に日本の裁判所に提訴し得ること、協定の実施についての協議機関として合同委員会を設置すること等については、いずれもビルマ賠償の場合と大体同様に定められているのであります。

提携の実をあけ得ることとなるので、本協定は、究極において、わが国の利益に資するものであると思われるのです。

本件につきましては、五月十七日に本院において重光外務大臣から発言があり、質疑が行われ、同日、本委員会に付託されたのであります。翌十八日から二十九日まで八回にわたり委員会を開き、重光外務大臣から提案理由の説明を聴取した後、高崎国務大臣から日比両国間の賠償交渉の経過について報告され、統いて、鳩山内閣總理大臣、重光外務大臣、高崎国務大臣、石

債務がでさなくては、政府の責任を負ふわけではなく、賠償協定のことく、國家間の法律上の権利義務を定めるものではない。この点においては、斐リピン側においても何ら誤解はないものと信じるとの答弁がありました。

また、委員から、今次五億五千ドルの賠償は、わが国にとり、あまりにも過重の負担となるものではないかとの質疑があり、これに対し、政府側から、この額は日本の財政から申して相当大きな負担であることはもちろんであるが、年々の負担額は二千五百万ドルとなっており、わが国現在の支払へ能力としては耐え得られないもので

結ばれる賠償契約によって、フィリピン政府が役務及び生産物を入手することとし、わが国はその賠償契約の履行に要する経費を支払うことによって賠償義務を果したものとすることになります。そのほか、協定は、使節団に一部の外交特権を認めること、賠償契約の紛争の解決について最終的に日本の裁判所に提訴し得ること、協定の実施についての協議機関として合同委員会を設置すること等については、いずれもビルマ賠償の場合と大体同様に定められているのであります。

また、種々問題になりました經濟開発借款に関するまことに、二億五千万ドルを目標額とする民間の商業借款に対し、でき得る限りの便宜をはかることを交換公文の形で取りきめており、さらに、賠償協定の署名と同時に、両国の全権委員は、両国が均衡のとれた貿易の伸張のため、貿易金融協定の改訂及び通商航海条約の交渉を早期に開始することを予期する旨の共同声明を發表しているのであります。

従つて、この協定による賠償義務は、わが国に相当大なる負担を課すものではあります。過去の戦争においてフィリピンに与えた莫大な損害に対して、わが国は、今回約束した賠償義務を誠実に履行することによつて、両国間に友好関係を樹立し、さらに将来に亘る政治、經濟の各般にわたる協力を、

本件につきましては、五月十七日に本院において重光外務大臣から発言があり、質疑が行われ、同日、本委員会に付託されたのであります。翌十八日から二十九日まで八回にわたり委員会を開き、重光外務大臣から提案理由の説明を聴取した後、高崎國務大臣から日比両国間の賠償交渉の経過について報告され、続いて、鳩山内閣總理大臣、重光外務大臣、高崎國務大臣、石橋通商産業大臣、一萬田大蔵大臣並びに政府委員に對し質疑を行い、また、三の点をあげますれば、まず、委員から、政府は五億五千万ドルの賠償を約束したと言われるが、事実は、そのほかに二億五千万ドルの經濟借款に関する話合いにより、総計八億ドルの賠償を負担することになるのではないか、特にフィリピン側はさように了解していました。これに対して、政府側から、この經濟借款は純粹な民間人間の契約であつて、両国政府は、交換公文により、単に借款の提携を容易にし、促進することにいたしておるだけで、この

借款ができるなくなると政府の責任となるわけではなく、賠償協定のごとく、国家間の法律上の権利義務を定めるものではない、この点においては、フィリピン側においても何ら誤解はないものと信じるとの答弁がありました。

また、委員から、今次五億五千万博の賠償は、わが国にとり、あまりにも過重の負担となるものではないかとの質疑があり、これに対し、政府側から、この総額は日本の財政から申して相当大なる負担であることはもちろんであるが、年々の負担額は二千五百ドルとなっており、わが国現在の支払い能力としては耐え得られないものではない、ことに日本人の役務及び資本財を供与するものであるから、フィリピンの経済の発達に寄与することとなり、それがわが国にも利益あるはね返りが来たることを期待し得るとの答弁がありました。

また、委員から、賠償の支払いは、それだけわが国の正常の輸出貿易を減退し、貿易の不均衡を来たすおそれはないかとの質疑があり、これに対し、政府側から、賠償の支払いは、これを短期間だけを見れば、わが国の通常輸出に圧迫をこうむることとなるであろうが、本協定発効とともに実現する両国間平和の回復による国民感情の融和、さらに、近く期待される通商条約の締結等により、貿易の伸展をもたらすこととは必ずあるので、将来長い目

を見れば、これを償つて余りがあるものと信じる。との答弁がありました。

〔議長退席、副議長着席〕

また、委員から、賠償の実施については、日本の業者が不當に高い値段で売りつけるとか、競争の結果投げ売りをするとか、質の悪いものを売りつけるとか、または贈収賄等の不正事件が起りやすいと思うが、その点はいかなる措置をとられるかとの質疑があり、これに対し、政府側は、この点について

官報(号外)

では政府は細心の注意を払うつもりで、業者の選択につき、適当な者を推薦することができるようになります。それに対し、政局側は、この点について答弁がありました。

かくて、質疑終了の後、今二十九日討論に入り、日本社会党を代表して種七郎君から反対の意向が表明され、自由民主党を代表して愛知揆一君から賛成の意向が表明され、直ちに採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)があります。順次これを許します。細迫兼光君

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。細迫兼光君。

○細迫兼光君 政府は、フィリピンとの間の賠償協定に調印いたしまして、ここに、われわれの前に、その承認を求めております。これに対し、私は、日本社会党を代表いたしまして、この

承認に反対をせざるを得ないことを、まことに遺憾とするものでございました。(拍手) フィリピン国との間の賠償協定をすみやかに締結いたしまして、両国間の親善友好を増進する糸口を作るべきことは、わが党の最も熱望しておりますところであります。それだけに、ここに反対の意思を表明しなければならぬことは、わが党の全く遺憾にたえなく思つておるところであります。

(拍手)

この賠償問題を論議するに当たりまして、まず第一に、私は、日本社会党を代表いたしまして、フィリピン国民に對し、心からおわびを申し上げたいと

思います。太平洋戦争において、わが軍隊によりフィリピンを侵略し、これによりまして引き起しました大きな破壊、また、そこにおきまして心なき軍人によつて行われました多くのいろいろな悪いこと、これによつてフィリピン国民に与えました大きな悲しみ、苦しみ、この大きな損害に対しまして、私はここに衷心より陳謝の意を表明いたします。

思うに、賠償は、国民の陳謝、謝罪の誠意の表われでなければなりません。十億ドルをもつてしても、二十億ドルをもつてしても、このフィリピン国民が受けました悲しみ、損害、これをお謝するに十分とは申されません。そのことは、私もよく心得ておるつもりであります。それだからこそ、

なお、賠償は、誠実に、確實に履行せらなければならないのです。私たちは、賠償協定が果して誠実に履行せら

れるかどうか、顧みて自信が持てない

あります。万が一不履行に陥つた場合に、それが反対するものは、賠償協定の誠実なる履行に自信が持てないからであります。

なお、協定の内容について言えれば、五億五千万ドル、二億五千万ドルという数字の出でた数値が全く国民党には示されなかつたままで今日に及んでおります。これに対する国民の納得のいかない感じも否認できないのであります。

もう一つ理解してもらいたいことは、われわれは決して政府の反対党であるといふ黨派根性からこれに反対しておるものではないということです。日ソ交渉におけるわれわれの態度を見ていただきたいと思う。保守

大体、高橋国務大臣の説明によりますれば、国民所得の〇・六%、一億ドル、三百六十億円くらいは大丈夫だらうという説でござりますが、われわれは、ます未解決であります。前

期妥結の方針に対して熱意を示されておりましたとき、私どもは党派を越えてこれを支持、激励する態度をとつておきました。また、現在におきましては、政府、与党の一部に、南千島返還

の協定が違つた方式をとつておるといふことに対する国民の不満もおおいが、この基本的方式に対しまして、この協定が違つた方式をとつておるといふことがあると思うのであります。(拍手) また、すでに、この席で、わが党の戸田さんや、あるいは守島君によつて指摘せられました多くの不満の点、あるいは不安の点がござります。

たとえば、ビルマや、あるいはインドネシアとの賠償問題に対する影響、あるいは、すでに仮調印までした大野・ガルシア協定が今日こうした形に変わったところの経過の説明、これがき

わめて不十分で、納得のいかないこ

します。委員長の報告を求めます。商工委員会理事笛本一雄君。

日本製糖株式会社法廃止法の一部
を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案
日本製鉄株式会社法廃止法の一
部を改正する法律案
日本製鉄株式会社法廃止法（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「この法律の施行後六年以内に」を削り、「この法律の施行後七年以内は」を「当分の間」に改め、附則第六項中「この法律の施行後七年以内は」を「当分の間に改め、

附則第五項中「この法律の施行後六年以内に」を削り、「八年以内に」とする。
施行後七年以内は「九年」を「当分の間」に改め、附則第六項中「この法律の施行後七年以内は」を「九年」に改める。

累はその部品（部品の半製品を含む）
だ。以ト同じ。)のうち、特に性能
若しくは品質を改善し、又は生産費
費を低下させる必要があるものので
あつて、政令で定めるもの（以下
「特定機械」という。）を製造する事
業（以下「特定機械工業」という。）
について、合理化基本計画を定め
なければならない。

(合理化実施計画)

第三条 通商産業大臣は、毎年、機械工業審議会の意見をきいて、合理化基本計画の実施を図るために必要な合理化実施計画を定めなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第四条 通商産業大臣は、特定機械工業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、機械工業審議会の意見をきいて、合理化基

事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、第二号の事項については、第一号の事項に係る共同行為を実施することが著しく困難である認められる場合に限る。

- 一 品種の制限
- 二 品種別の製造数量の制限
- 三 技術の制限
- 四 部品又は原材料の購入方法

2 第二条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第五条 政府は、合理化実施計画に定める特定機械工業の合理化ための設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

(共同行為の実施に関する指示)

第六条 通商産業大臣は、合理化基本計画に定める特定機械工業の合理化の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、その特種機械工業を営む者に対し、次の

料として使用して機械器具又はその部品を製造する事業（特定機械の部品を除く。以下この項において同じ。）を営む者に対し、その使用する特定機械の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、その機械部品を部品又は材料として使用して機械器具又はその部品を製造する事業の合理化に資すると認められないときは、この限りでない。

附
則

この法律は、公布の日から施行する。

同行行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(共同行為の内容)

第七条 前条第一項又は第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 合理化基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不當に差別的でないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第八条 通商産業大臣は、第六条第一項又は第二項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第九条 第六条第一項又は第二項の規定による指示(前条の規定による变更があつたときは、その变更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、逓滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを

変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の規定は、

第六条第一項又は第二項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十一條 通商産業大臣は、第六条第一項又は第二項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第八条の規定による処分をしたとき、又は第九条の規定による届出を受理したときは、逓滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(生産技術の向上のための基準の公表)

第十二条 通商産業大臣は、合理化基本計画を定めたときは、逓滞なく、機械工業審議会の意見をきく。

て、生産技術の向上を促進することが特に必要であると認められる

特定機械工業について、合理化基準に定めるその特定機械工業

の合理化の目標を達成するために

はその特定機械工業を営む者の工場又は事業場におけるその特定機械の製造及び検査の設備及び方法

並びにその製造に従事する者の技術的能力が適合しなければならないと認められる基準を定めて、公示しなければならない。

2 第四条第一項の規定は、前項に規定する基準に準用する。

(機械工業審議会)

第十三条 通商産業省に、機械工業審議会を置く。

第十四条 機械工業審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を

調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、機械工業の振興に関する重要な事項を調査審議する。

第十五条 審議会は、委員五十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、

審議会に、専門委員を置くことができる。

第十六条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び機械工業に

関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(罰則)

第二十一条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

から任命された委員の任期は、一年とする。

第十八条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第十九条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とることができる。

第十五条 第十三条规定する事項を定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、通商産業省令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

附 则

第十六条 第十三条规定する事項を定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

て、政令で定めるところにより、機械器具又はその部品を製造する

事業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせる

ことができる。

(罰則)

第二十一条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九条 審議会に、部会を置くこ

とができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指

名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が

指名する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本

条の刑を科する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とができる。

第十五条 第十三条规定する事項を定めるもののほか、審議会の組織

及び運営に必要な事項は、通商産業省令で定める。

官 報 (号 外)

第二十五条第一項の表中

工業生産技術審議会 工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
機械工業審議会 機械工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

報告書は会議録追録に掲載

した、内閣提出、日本製鉄株式会社法
廃止法の一部を改正する法律案、並び
に、内閣提出、機械工業振興臨時措置
法案につきまして、商工委員会におけ
る審議の経過並びに結果につきまして
御報告申し上げます。

一部を改正する法律案について申し上げます。

日本製鉄株式会社法廃止法は、昭和二十五年八月五日施行後、昭和二十七年四月十二日第一次改正を経て、昭和二十九年四月二十四日第二次の改正が行われ、この措置により、旧日鉄の第二会社である八幡製鐵、富士製鐵両会社が本年八月四日までに発行する社債と、明年八月四日までの日本開発銀行の両社に対する貸付金について、一般

を引き継いだ両社に対しても、財团組成完了までの過渡的措置として、一般担保の特典を与えて参ったのであります。しかし、両社の工場財團組成は、引き継いだ資産がきわめて膨大であること、手続が複雑なため、現在に至るも完了していないのです。

一方、政府におきましては、現行の工場財團制度その他の担保制度は、主として不動産抵当を中心とするものであり、人的・物的諸要素が総合されて活動している企業体に対する担保制度としては不十分であり、かつ、工場財團組成の手続はきわめて複雑であると

ます。八幡、富士の両社にこのような措置を認めました理由は、旧日鉄は、日鉄法により一般担保による社債の発行が認められていましたため、同社の

の見地から、昭和二十九年第二次改正が行われる以前から、英國の浮動担保制度に範をとり、一般担保制度に関する一般法、すなわち、企業担保法案を研究して参ったのであります。何しろ、この企業担保法案は、我が国法制史上画期的な制度であります。なお各界との十分な意見調整を必要とせねばならぬ点がありますので、本国会に提出される運びに至らなかつたのであります。

この企業担保法案が成立しまする

日、川野通商産業政務次官より提案理由を聴取し、五月二十五日、参考人を招致して、本法案並びに企業担保法案についての意見を聴取いたしました。審議の内容につきましては速記録に譲りますが、おもに、政府は企業金融の円滑を推進するために、現行の担保制度を根本的に再検討して、一般担保制度の法制化、すなわち、企業担保法の制定について格段の努力を払うべきであるとの立場から、熱心な質疑が重ね

業でありますとともに、輸出産業としてあきらめて有望であります。十なわち、外貨手取り率、雇用効果がきわめて高く、また、東南アジア等、今後工業化の進展が予想される広大な市場にも近接しておりますので、わが国経済発展のために今後最も輸出増強をはるべき産業であると考えられるのであります。

そもそも、わが国の機械工業は、戦前、軍需産業として急激に膨張した産業でありますので、現状においては設

付して参つたのであります。

本案は、參議院におきまして先議されました。參議院におきましては、本廃止法はあくまでも日鉄法廃止後の経過措置を定めたものであり、企業担保法とは切り離して考へるべきである。従つて、入幡、富士両会社は早急に工場財団組成の手続の完了に努めるべきであるとの見地から、「当分の間」を二年延長することに修正して、本院に送付して参つたのであります。

としまして、本廃止法をさらに改正して、一般担保制度を当分の間存置しようとするのが、本法案の趣旨であります。

たので、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致、參議院送付案の通り可決すべきものと議決いたしました。次第であります。

次に、機械工業振興臨時措置法案について申し上げます。

御承知のことく、わが国の機械工業は、終戦当時壊滅的な打撃をこうむつたのでありますが、昭和二十四年に一応の立ち直りを見せ、昭和二十九年には、その生産は早くも戦前基準の二・六倍に達したのであります。しかしながら、戦前最高の昭和十九年に比べますと、まだ五〇%にすぎない現状であります。機械工業は、重要基幹産

のであります。このような設備状態に加えて、狹隘な国内市場において、多種類寡量生産の過当競争を行わねばならぬ等の悪条件が錯綜しております。ために、機械工業界は、合理化したくても合理化できないというのが現状であります。従いまして、先進諸国の機械工業に比べて技術水準が著しく低く、輸出競争力も劣弱となつておりますので、有望な輸出産業でありながら、なかなか伸びがたいというのが、わが国機械工業の現状であります。

本法案は、以上のような状態を改善して、本来の実力を發揮せしめるために、とりあえず、現在最も合理化のお

<p>生産 率の向上及び製品の品質 を調査審議すること。</p>
<p>重要な事項を調査審議 に改める。</p>
<p>担保の効力が認められているのであります。八幡、富士の両社にこのような措置を認めました理由は、旧日鉄は、日鉄法により一般担保による社債の発行が認められていましたため、同社の資産については、数十年間全く工場財團組成に必要な措置が講ぜられていましたことにかんがみ、旧日鉄の資産を引き継いだ両社に対しても、財團組成完了までの過渡的措置として、一般担保の特典を与えて参ったのであります。しかし、両社の工場財團組成は、引き継いだ資産がきわめて膨大であることを、手続が複雑なため、現在に至るも完了していないのです。</p>
<p>一方、政府におきましては、現行の工場財團制度その他の担保制度は、主として不動産抵当を中心とするものであり、人的、物的諸要素が総合されて活動している企業体に対する担保制度としては不十分であり、かつ、工場財團組成の手続はきわめて複雑であると</p>
<p>工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。</p>
<p>この企業担保法案が成立しますと、八幡、富士両社は当然その適用を受けるものと予想されますので、この法律が制定されるまでの過渡的措置としまして、本廃止法をさらに改正して、一般担保制度を当分の間存置しようとするのが、本法案の趣旨であります。</p>
<p>本案は、參議院におきまして先議されました。參議院におきましては、本廃止法はあくまでも日鉄法廃止後の経過措置を定めたものであり、企業担保法とは切り離して考えるべきである。従つて、八幡、富士両会社は早急に工場財團組成の手続の完了に努めるべきであるとの見地から、「当分の間」を二年延長することに修正して、本院に送付して参ったのです。</p>

商工委員会におきましては、三月八日、川野通商産業政務次官より提案理由を聴取し、五月二十五日、参考人を招致して、本法案並びに企業担保法案についての意見を聴取いたしました。審議の内容につきましては速記録に譲りますが、おもに、政府は企業金融の円滑を推進するために、現行の担保制度を根本的に再検討して、一般担保制度の法制化、すなわち、企業担保法の制定について一段階の努力を払うべきであるとの立場から、熱心な質疑が重ねられたのであります。

五月二十九日質疑を終了いたしましたので、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致、参議院送付案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、機械工業振興臨時措置法案について申し上げます。

御承知のことく、わが国の機械工業は、終戦当時壊滅的な打撃をこうむつたのであります。が、昭和二十四年に一応の立ち直りを見せ、昭和二十九年には、その生産は早くも戦前基準の二・六倍に達したのであります。しかしながら、戦前最高の昭和十九年に比べますと、まだ五〇%にすぎない現状であります。機械工業は、重要な幹

業でありますとともに、輸出産業としても、外貨手取り率、雇用効果がきわめて高く、また、東南アジア等、今後工業化の進展が予想される広大な市場にも近接しておりますので、わが国経済発展のために今後最も輸出増強をはかるべき産業であると考えられるのであります。

そもそも、わが国の機械工業は、戦前、軍需産業として急速に膨張した産業でありますので、現状においては設備が過剰であつて、しかも、それらの設備はすでに老朽かつ陳腐化しているのであります。このような設備状態に加えて、狹隘な国内市场において、多種類寡量生産の過当競争を行わねばならぬ等の悪条件が錯綜しております。ために、機械工業界は、合理化したくても合理化できないというのが現状であります。従いまして、先進諸国の機械工業に比べて技術水準が著しく低く、輸出競争力も劣弱となつておりますので、有望な輸出産業でありながら、なかなか伸びがたいというのが、わが国機械工業の現状であります。

本法案は、以上のような状態を改善して、本来の実力を發揮せしめるために、とりあえず、現在最も合理化のお

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(赤松勇君外九名提出)

(衆法第六四四号)

一、去る二十六日予備審査のため参議院に送付した次の議案は提出者が撤回した旨同院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(赤松勇君外九名提出)